

令和8年(2026年)6月

# 平塚市議会定例会追加議案

## 議 案 目 次

	ページ
議案第42号 平塚市印鑑条例の一部を改正する条例 .....	1



平塚市印鑑条例の一部を改正する条例

平塚市印鑑条例（昭和51年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるもののうち、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたもの
- ア 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- イ 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）
- ウ 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月19日提出

平塚市長 落合克宏